



中国国家税务总局が中国における事前確認制度に関する2回目の年度報告書を発行

中国国家税务总局(「SAT」)は2012年4月12日に二回目の中国事前確認制度年度報告書(「APA レポート(2010)」)を発行した。当該報告書には2005年から2010年までの中国におけるAPAの執行に関する統計データが収録された。

本稿要旨

- 《中国事前確認制度年度報告書(2010)》

概要

《中国預約定価安排年度報告書(2010)》(「APA レポート(2010)」)は中国国家税务总局(「SAT」)が二回目に発行したAPAの執行に関する年度報告書である。当該報告書は2009年度の報告書の基本枠組みに沿いながら、中国APA制度の概要説明、執行手順、関連書類様式および最近の執行動向に併せて、2005年1月1日から2010年12月31日までの中国におけるAPA制度執行に関する統計データも収録した。

中国税務当局は2005年1月1日から2010年12月31日までの六年間に計61件のAPAを締結した。うち45件はユニラテラルAPAであり、16件は二国間APAである。注目すべきは、ユニラテラルAPAの件数が二国間APAの件数を大幅に超えているが、過去に締結されたユニラテラルAPAが比較的多いため、その大部分はすでに期限に達していることである。また、統計データによると、二国間APAの締結数は基本的に上昇傾向であるのに対し、ユニラテラルAPAの締結数は年々下降傾向にある。2005年から2008年までの4年間において、毎年ユニラテラルAPAの締結数が二国間APAの締結数を遥かに超えていたが、2009年には、二国間APAの年間締結数が初めてユニラテラルAPAの締結数を超え、APAの主体となった。2010年の二国間APA制度の締結数はユニラテラルAPA制度の締結数と同様の各4件である。

APA の手続

(一) 申請資格

APA を申請する企業は通常以下の三条件をすべて満たさなければならない。年間関連者取引金額が 4000 万人民币以上の企業；法律に従い関連申告義務を履行している企業；および規定に従い同時文書を作成・準備し、保存し、提出している企業である。APA は企業が正式に申請を提出した年度の翌年度より起算し、3年から5年の連続する年度における関連者取引に適用される。APA の申請には、申請手数料はかからない。

(二) 手順

APA は、通常以下の六つの段階を経る。事前相談、正式申請、審査および評価、交渉、合意および署名、ならびに実行および監督である。(チャイナアラート 2011 年第 1 号、および国税発[2009]2 号文をご参照)

二国間(および多国間)APA を申請する場合、納税者は各国の権限ある当局に整合性のとれた報告書を提出する必要がある。このため、外国語で準備されたすべての申請報告書を、削除や要約をすることなく全て中国語に翻訳しなければならない。

(三) 遡及適用

APA で合意された諸条件は企業が正式に申請を提出した年度の翌年度から適用される。したがって、APA の申請年度またはそれ以前の年度に対する移転価格調査において、APA 制度における価格に関するいかなる合意内容も法的拘束力を持たない。ただし、納税者が申請し、かつ税務当局が承認した場合、APA での合意内容を、APA の申請年度またはそれ以前の年度に行われた、APA 対象期間と同一、あるいは類似の関連者取引に遡及適用できる。移転価格調査の関連規定は、最長 10 年間まで遡及期間に適用される。

(四) 更新

企業が APA の期限満了にあたり更新を望む場合は、期限満了の 90 日前までに税務当局に更新の申請をすることができる。その際、企業は信頼できる証明材料に基づき、既存の APA の事実関係に実質的な変化がない旨を説明しなければならない。

(五) 取消・中止

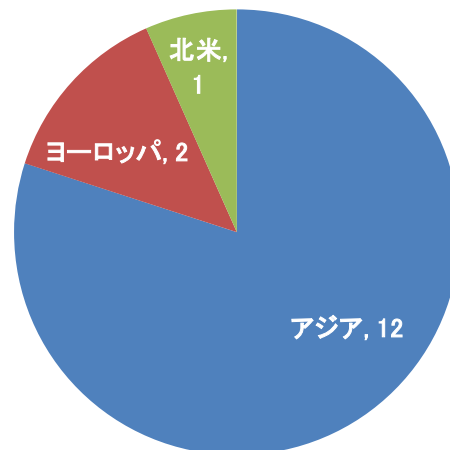
APA は以下の状況において中止あるいは無効化される。

- 執行期間において、企業と所轄税務当局との間に、協議によっても解決できない相違が生じた場合。
- APA の締結につながる重要な前提条件に違反した場合、または環境に実質的な変化が生じた場合。
- 執行期間において、税務当局が企業に隠蔽、あるいは制度の執行を拒否する状況であると発見した場合、APA を取消すと共に、制度が始めから無効であると認定できる。

統計データ

受理状況

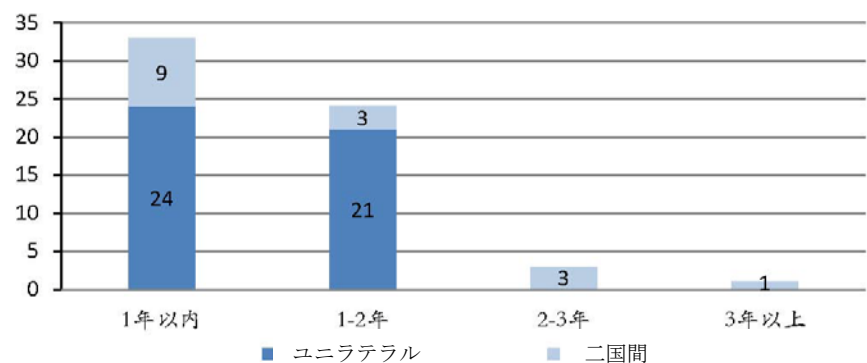
APA レポート(2010)によると、2010 年 12 月 31 日までに、中国税務当局は各手続段階にある 156 件の APA に関わってきた。うち 28 件は非公式的な相談段階にあり、37 件は事前相談段階にある(ユニラテラル APA が 27 件、二国間 APA が 10 件)。2005 年～2010 年に合意に達した APA は 66 件、うち 5 件はまだ署名に至っていない。締結済みの 61 件の APA の内、45 件がユニラテラル APA であり、16 件が二国間 APA である。二国間 APA の相手先国は、12 件がアジア、3 件がヨーロッパ、1 件が北米である。



表一：2005年～2010年に中国と二国間 APA を締結した相手先国/地域

申請手続期間

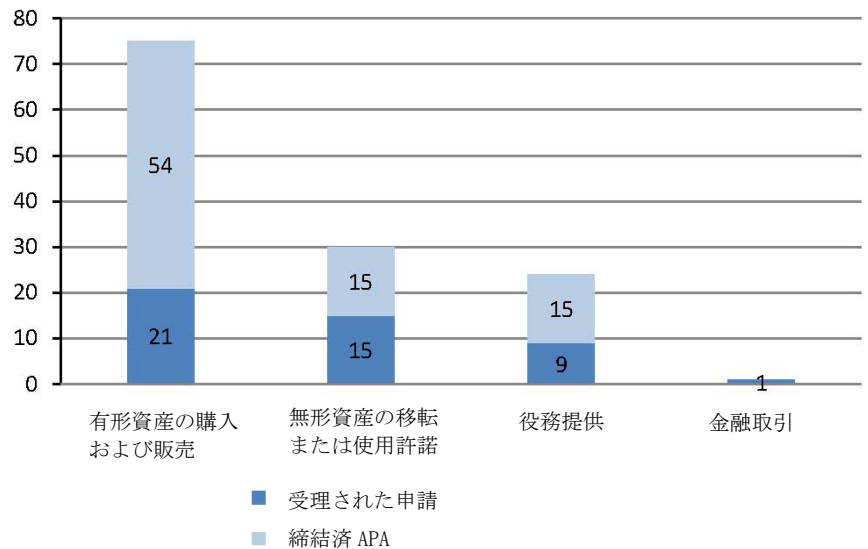
APAレポート(2010)によると、2005年～2010年の六年間に締結された61件のAPAのうち、締結までに二年以上を要したのは4件のみ(全て二国間APA)である。ユニラテラルAPAおよび二国間APAにおいては、半数以上の申請が一年以内に手続完了した。手続に要する期間は、様々な要因に左右される。例えば、APAの対象取引種別、案件の複雑さ、提出された情報の質の高さ、納税者の協力の程度、税務機関担当者の審査スピードなどである。



表二：締結済 APA の申請手続期間

取引種別

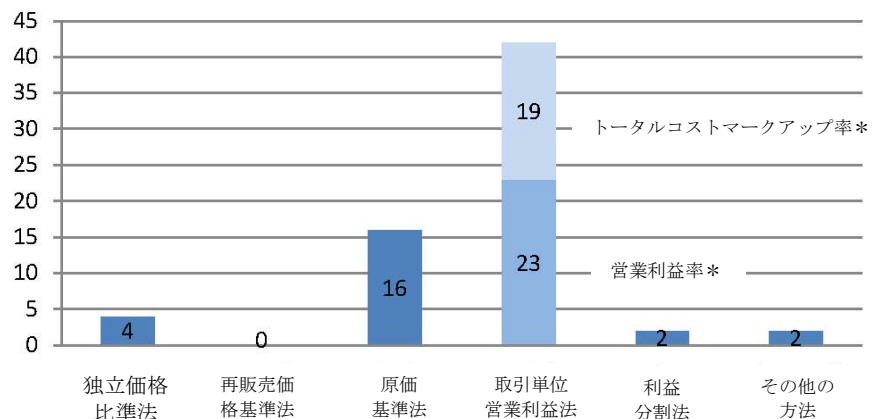
APAレポート(2010)においては、締結済のAPAの対象取引の取引種別についても公表されている。最も件数が多いのは有形資産の購入および販売取引であり、54件の締結済APA、および21件の正式受理後段階にあるAPAが対象となっている。また、申請者の大部分は、関連者と有形資産の売買を行う製造会社である。次に件数が多いのは無形資産の移転または使用許諾であり、締結済および正式受理後段階にあるAPA中では各15件ある。そして、役務提供取引は15件の締結済APA、および9件の正式受理後段階にあるAPA制度が対象となっている。金融取引については、締結済APAの対象にはなく、正式受理後段階にあるAPAが1件対象となっている。SATは、中国における第三次産業の発達に伴い、APAの対象となる無形資産の移転または使用許諾、役務提供、ならびに金融取引の種別の割合が増えると予測している。



表三: APAにおける対象取引の種別

移転価格算定方法

APAレポート(2010)によると、2005年～2010年に締結されたAPAの中、取引単位営業利益法が最も多く採用された移転価格算定方法であり、締結済のユニラテラルAPAおよび二国間APA中では42件あり、採用された全ての移転価格算定方法中においては64%を占める。次に多く採用されたのは原価基準法(16件)である。これに対し、独立価格比準法、利益分割法、およびその他の方法の採用は少なく、それぞれ4件、2件および2件の採用頻度である。



*トータルコストマークアップ率 = 営業利益 / トータルコスト

営業利益率 = 営業利益 / 総売上高

表四: APAに採用された移転価格算定方法

納税者の権利保障

APAレポート(2010)の中に納税者の権利保障に関する章が追加された。納税者情報の守秘義務および納税者の締結自由に関する内容が含まれている。これは、SATが納税サービスを向上させ、納税者の権利を保障する事により、納税者のコンプライアンス遵守意識を高めることを期待していることの流れである。

KPMGの所見

上述の通り、APAレポート(2010)は昨年SATが発行した「中国預約定価安排年度報告書(2009)」に次ぎ二回目に発行されたAPA年度報告書である。現在、SATはすでに2011年のAPA年度報告書の執筆に着手した。これは納税者、特に中国で事業を展開している多国籍企業および海外に進出する中国企業に以下のような明確なメッセージを発した。APA申請を推奨するSATの姿勢は始終同じであり、APAは税務当

局および企業の双方が効果的に移転価格リスクを回避する重要な手段であり、中国税務当局による税収リスクに対する事前管理の具現化である。SAT は、納税者、特に中国に投資する多国籍企業および海外に進出する中国企業に対し、移転価格ポジションの確実性を保障することにより、納税者のコンプライアンス遵守意識を高めようとしている。

中国の移転価格関連法規の整備が進むにつれ、APA 制度の透明性および規範化も高まり、中国 APA の発展に良好な基礎を築いた。将来的には、APA を使用し、より複雑な移転価格問題を解決する傾向が見られる。SAT は管理、サービス、および調査の三位一体による租税回避防止体制を常々強調しているが、APA 制度は正にこの体制の核心となる。

2011 年 12 月 31 日までに SAT に対して二国間 APA 制度および相互協議を申請した企業数はすでに 120 社を超えた。将来的には、中国の APA 業務を強化するため、SAT は移転価格の専門知識を有する職員の採用および教育を強化し、APA 申請および締結段階のリソース不足問題を解決する予定である。なお、企業側から、より質の高い資料およびデータを提出することにより、APA の申請を促進することができる。

APA 制度は、企業にとって、移転価格のリスクを最小化し、二重課税を防ぐ方法の一つである。SAT は 2009 年および 2010 年の APA 年度報告書の発行、および 2011 年 APA 制度報告書の草案作りに積極的に取り組むことにより、納税者との協力体制作りへの積極的な意欲を示している。このような状況下において、リスク管理の観点から、多国籍企業は全面的に自身の移転価格リスクを評価すると共に、APA 制度が有益な選択肢となりうるかを検討すべきである。

Contact us – Global Transfer Pricing Services



Khoonming Ho

Partner in Charge, Tax
China and Hong Kong SAR
Tel. +86 (10) 8508 7082
khoonming.ho@kpmg.com



Cheng Chi

Partner in Charge, Transfer Pricing
China & Hong Kong SAR
Tel. +86 (21) 2212 3433
cheng.chi@kpmg.com

Northern China



Irene Yan

Partner
Tel. +86 (10) 8508 7508
irene.yan@kpmg.com

Southern China



Eileen Sun

Partner in Charge, Tax
Southern China
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Central China



Cheng Chi

Partner in Charge, Transfer Pricing
China & Hong Kong SAR
Tel. +86 (21) 2212 3433
cheng.chi@kpmg.com



Angie Ho

Partner
Tel. +86 (755) 2547 1276
angie.ho@kpmg.com



Yasuhiko Otani

Partner
Tel. +86 (21) 2212 3360
yasuhiko.otani@kpmg.com



Kelly Liao

Partner
Tel. +86 (20) 3813 8668
kelly.liao@kpmg.com



Leonard Zhang

Partner
Tel. +86 (21) 2212 3350
leonard.zhang@kpmg.com



Kari Pahlman

Partner
Asia Pacific Leader, Transfer Pricing
Tel. +852 2143 8777
kari.pahlman@kpmg.com



Amy Rao

Director
Tel. +86 (21) 2212 3208
amy.rao@kpmg.com



John Kondos

Partner
Asia Pacific Regional Leader
Financial Services - Transfer Pricing
Tel. +852 2685 7457
john.kondos@kpmg.com



Karmen Yeung

Partner
Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

kpmg.com/cn

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2012 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2012 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.